

## 「電力の需給ひっ迫・価格高騰問題に対する緊急提言Ⅱ」

令和 3 年 2 月 24 日  
再生可能エネルギー規制総点検タスクフォース  
大林ミカ、川本明、高橋洋、原英史

卸電力市場におけるスポット価格高騰問題については、前回 2 月 3 日のタスクフォースにおいて、緊急提言を公表した。その後、資源エネルギー庁や電力・ガス取引監視等委員会（以下、電取委）に対応を進めて頂いており、その労を多としたい。電取委は、電気事業法に基づく報告徴収を実施し、2 月 25 日に公開ヒアリングも行うと聞いており、その結果が待たれるところである。一方、事態の深刻さ、緊急性に鑑み、改めて当タスクフォースとして意見を表明する。

**今回の問題の本質はスポット価格の高値張り付き**

- ・前回のタスクフォース以降、資源エネルギー庁や電取委から新たなデータや分析が公表されているが、今回の問題の本質は、卸電力市場におけるスポット価格の高値張り付きであるとの、当タスクフォースの見解が確認されていると考えられる。スポット市場における売りと買いの入札量の大幅なギャップにより、スポット価格が高騰（最高値 251 円）し、それが 1 ヶ月程度続いたという、市場取引上の異常事態である。
- ・「数年に一度レベル」（資源エネルギー庁資料、2021 年 1 月 19 日）の厳冬による需要増は、最大電力（kW）でも電力量（kWh）でも、継続した期間についても、「数年に一度レベル」であり、需給への影響は限定的であった。だからこそ、現場の関係者の努力のお陰もあり、全国レベルで予備率が 3%を切ることは一度もなく、政府から節電要請は出されなかった。
- ・太陽光発電については、全国的には昨年度より電力量（kWh）が 10%以上増加し、需給の緩和やスポット価格の抑制に大いに貢献した。再生可能エネルギーを推進する政策当局として、この点を明言すべきである。特定日に太陽光の出力が低下したことが問題視されているが、出力変動の程度は例年と変わらない<sup>1</sup>。むしろ問われるべきは出力予測の精度であり、予測誤差が大きかったとすれば、予測精度や運用方法を改善すべきである。
- ・一方、火力発電については、計画外停止が相次いだ（最も大きい時点で、最大電力の数パーセント程度）事実を、発電事業者によって対処可能な価格高騰の要因の一つとして、批判的に評価すべきであろう。
- ・発電電力量（kWh）が不足した主因とされている LNG の在庫不足については、そもそも日本は LNG の長期契約の割合が高く<sup>2</sup>、スポット価格の変動の影響を受けにくかったはずである。また、パナマ運河経由の LNG の割合は極めて小さい<sup>3</sup>上、都市ガス会社から在庫不足の声は聞かれない。にも関わらず、「北東アジアでの気温低下」などにより異例の在庫不足が

<sup>1</sup> 資源エネルギー庁資料（2021 年 2 月 3 日）では、今冬の「太陽光の発電状況について」、「全国的に悪天候が多かった 1 月 12 日」に、「九州を除く全エリアで前年 1 月平均の発電量を下回った」と指摘されているが、昨年は、1 月 8 日及び 12 日に、全エリアで 1 月平均の発電量を下回った。

<sup>2</sup> 資源エネルギー庁資料（2021 年 2 月 15 日）によれば、2019 年の日本の LNG のスポット調達割合は 12.6%に止まる。

<sup>3</sup> パナマ運河を経由する割合が高い大西洋地域からの供給割合は、5%前後に止まる（同上）。

生じたとすれば、どの電力会社にどの程度の不足が生じたのか、事前の LNG の需要予測や調達行動は適切だったのかなど、明らかにされるべきである。

・このように、国内外の気象条件や国際市場などの外的要因が、電力需給に与えた影響は極めて限定的であり、本質的な要因は、電力スポット市場における売買入札量のギャップである。電取委は、支配的事業者のスポット市場における取引行為に焦点を当て、徹底的に検証すべきである。

### 明らかにされるべき疑問点や公開されるべきデータ

・上記の通り、本件について十分に説明されていない点は多く、客観的な事実に基づいた政策論議が行われるべきである。このため本タスクフォースは、資源エネルギー庁と電取委に対し、以下の疑問点について具体的に返答され、また関連するデータや情報を提供されることを要請する。3月中に改めて当タスクフォースの場で詳細に議論できるよう、事前に対応されたい。

#### 1) 売り入札量急減の実態

- ・12月26日に約3億kWhの売り入札量が急減し、その後も1月27日頃まで回復しなかった理由
- ・各市場参加者の売り入札量の変動、これとLNGや石油の在庫量との関係、売り入札量減少分の電力の売り先
- ・大手電力（東京電力EPとJERAの関係を含む）の売り入札量に関する意思決定の方法及びグロスビディングとの関係

#### 2) 買い入札量増加の実態

- ・1月4日から1月8日にかけて、約2.5億kWhの買い入札が増加した理由
- ・各市場参加者の買い入札量の変動及び入札価格
- ・大手電力におけるグロスビディングとの関係

#### 3) 系統運用の実態

- ・12月15日以降の系統運用における需要と供給力の予測と実績、調整力確保の具体的な方法（域内・域外の電源とのやり取り、発電事業者との情報共有の有無、電源Ⅱの事前予約やゲートクローズ後の事前予約の実績等）、具体的措置に関する系統運用上の根拠（省令、契約、社内規則等）

#### 4) その他、以下のデータを提供・公開されたい

##### ①2020年12月と1月のスポット市場の全48コマについて

- ・JEPX需給曲線（数値データ）
- ・各需給曲線における、グロスビディングの買い入札量・売り入札量と価格、ベースロード市場や間接オークション等の別途の契約に基づく買い入札量・売り入札量と価格、FiT送配電買取分の売り入札量、FiT小売買取分の売り入札量（旧一電分）
- ・一般送配電事業者の翌日及び当日の供給力予想内訳と実績供給力（小売供給力・電源Ⅰ・電源Ⅱ）
- ・各コマにおける電源Ⅰ及び電源Ⅱの発電電力量実績（※各エリア向け及び他エリア向け）
- ・需給実績データにおける火力発電の燃料内訳（LNG・石油・石炭）

②2020年12月と2021年1月の大手電力会社各社の発電（JERA、電源開発を含む）・送配電・小売り事業の収支

③2020年12月と2021年1月の大手電力会社各社（JERA、電源開発を含む）のLNG在庫量と石油在庫量の日単位の推移

④2020年12月と2021年1月の、全48コマもしくは1時間毎の、各一般送配電事業者が設定したFiT（太陽光）発電計画量及び実績、不足・余剰別のインバランス量、インバランス料金の支払いの詳細（どの事業者からどの事業者へ、その金額）

### **競争政策の不備の問題と対応の責任**

・電取委による調査の結果、仮に不当な取引行為がなかったと判断された場合、自由競争であるから問題ない、との結論で終わることにはならない。もしそれが容認されれば、数年に一度、高値張り付きが起り得ることを意味し、市場制度として致命的な欠陥が放置されることになる。

・今回のような異常事態が起きる背景には、そもそも発電市場が寡占的で、支配的事業者の行為により、スポット入札量の激変が起き易いという競争政策の不備がある。換言すれば、支配的事業者の取引行為に関する基準が曖昧あるいは不十分であるため、現状では不当と看做されない行為によって、高値張り付きがもたらされ得る。大手電力会社における電力取引の内外無差別原則を徹底することが急務である。

・異常事態を二度と起こさないためには、市場制度設計の優先順位を見直し、先物・先渡し市場の拡充や、デマンドレスポンスの拡大に向けた措置などを早急に実施した上で、既存の競争政策を抜本的に強化し、支配的事業者に対する非対称規制や構造的措置を実行すべきである。

・資源エネルギー庁と電取委は、公正な競争環境の整備が不十分であったことが、本件の最大の要因であることを認識され、その責任の下に、2月3日のタスクフォースで提言した点を含む、抜本的な対応を速やかにお願いしたい。

・なお、今回のスポット価格高騰問題への対策として、容量市場が有効との声があるが、理解に苦しむ。そもそも容量市場について資源エネルギー庁は、スポット市場では燃料費（限界費用）しか回収できないため、発電設備（kW）への投資を促すために必要と説明してきた。確かに、発電所稼働のリクワイアメントが燃料確保に資する可能性はあるが、あくまで副次的な作用に過ぎず、当タスクフォースが指摘してきた容量市場の本質的な問題点は変わらない。むしろ、スポット価格高騰問題も容量市場の高値落札問題も、発電市場の寡占性や発電一体体制という構造問題が共通の背景としてあり、支配的事業者が燃料確保と市場玉出しを義務付けるなど、これを規制的手法により正すことが優先されるべきである。

### **緊急支援措置の必要性**

・価格高騰により打撃を受けている新電力には、自由市場における価格高騰リスクを十分に回避しなかった責任がある。自らの顧客への万全な対応を要請したい。

・一方でその背景には、上記の通り、競争政策の不備がある。そもそも日本は、他国に遅れて電力自由化の途上にあり、リスク回避手段を含めて公正な競争環境の整備は不十分であつ

た。資源エネルギー庁は制度設計上の、電取委は市場取引の番人としての、大きな責任がある。

- ・その観点から、今回の異常事態により高額な支払いが発生する新電力等に対し、2月3日のタスクフォースでの提言を含む、十分な緊急支援措置を速やかに講じることを、資源エネルギー庁に改めて要請する。

- ・とりわけ、再エネ拡大の観点からは、FiT 買取における固定価格とスポット価格の逆ザヤの収入については、一般送配電事業者から遡及的に還元を求める方向で英断がなされたことを、高く評価したい。一方で、FiT 特定卸供給については、実質的にリスクヘッジの手段が限られること、また他の買取事業者との公平性の観点にも鑑み、新電力等とその需要家への還元が検討されるべきである。また、高額になったインバランス料金について、一般送配電事業者等の収支状況も踏まえ、新電力等への還元がなされるべきである。

以上